

豊島区シティプロモーション課公式Instagram運用要綱

令和6年8月1日

〔 区長補佐担当部長決定
制定 令和6年8月1日 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、豊島区政策経営部シティプロモーション課（以下「区」という。）が開設する公式Instagram（以下「Instagram」という。）ページのアカウントを、区ブランド情報PRに向けた情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

ユーザーの情報発信及びユーザー同士でのつながりを可能とする、インターネット上でのユーザー間の双方向のコミュニケーション媒体をいう。

(2) Instagram

Meta社が提供するソーシャルメディアサービスであり、主として写真と動画を共有するユーザーとの交流のために作成されたSNSをいう。

(3) アカウント

Instagramページを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) タイムライン

自身の投稿や動画、写真等の記録を時系列に表示する機能のことをいう。ユーザー自身が発信している投稿が掲載される。

(5) コメント

他のユーザーの投稿に対して、閲覧者が意見等を投稿することをいう。

(6) 区ブランド情報

区が目指す都市ブランド構築・向上に寄与する区の魅力及び活力。

(運用主体)

第3条 公式Instagramページの運用主体は区とし、アカウント名は「toshima_pr」とする。

(運営主体の明示)

第4条 区は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体として公式アカウント

ト名を、区公式ホームページに明示する。

(運用主体、発信内容等の明示)

第5条 区は、アカウントの運用主体、掲載内容等については、Instagramページのプロフィール欄に明示する。

(運用管理者)

第6条 Instagram運用管理者は、区長補佐担当部シティプロモーション課長をもって充てる。

(情報管理者)

第7条 Instagramに掲載するコンテンツを適正に管理するため、Instagram情報管理者（以下「情報管理者」という。）を設置する。

2 情報管理者は、シティプロモーション課長をもって充てる。

3 情報管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 所管事務のコンテンツの作成、更新、削除

(2) 所管事務のコンテンツに対する閲覧者からの問い合わせ等に関する対応

4 情報管理者は、コンテンツの作成等にあたり、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」を遵守しなければならない。

(掲載内容)

第8条 掲載内容は、次に掲げるものとする。ただし、区が掲げる区PR対象に向けた情報に限る。なお、掲載内容は区情報に限らない。

(1) 区が発信するニュース

(2) 区が主催・共催・後援等を行うイベント等に関する情報

(3) 前号に掲げるもののほか、区ブランド向上に寄与すると区が判断する情報

(運用方法)

第9条 本アカウントを運用するにあたり、掲載は原則として、シティプロモーション課長の判断を必要とする。ただし、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、緊急の場合や事前に判断を得ている場合は、この限りではない。

2 掲載した内容に誤りがあった場合は、ただちに当該投稿を削除するとともに、訂正した内容を改めて配信する。

3 区は、特別な必要性があると判断した場合を除き、原則、コメントへの返信を行わない。

(禁止事項)

第10条 利用者は、本アカウントの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとする。また運用管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (3) 区または特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治および宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害または侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるものならびに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

(著作権)

第11条 ページに掲載している情報に関する著作権は、区又は現著作者に帰属する。また、内容について利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上で認められた場合を除き、無断で複製、転載することはできない。

(免責事項)

第12条 この要綱は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。